（航空機技術研究部の所掌業務）

**第八条**　航空機技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　［略］

二　航空機及び誘導武器の要素技術（装備品等（防衛省設置法第四条第一項第十三号の装備品等をいう。以下同じ。）のシステム化に必要な要素となる技術をいう。以下同じ。）であって機体に関すること。

三　航空機の要素技術であってぎ装に関すること。

四　［略］

（エンジン技術研究部の所掌業務）

**第九条**　エンジン技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　エンジンのシステム化に関すること。

二　エンジン用機器に関すること。

三　エンジンの要素技術に関すること。

四　［略］

（誘導技術研究部の所掌業務）

**第十条**　誘導技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　誘導武器のシステム化に関すること。

二　誘導武器用機器（第八条第二号並びに前条第二号及び第三号に属するものを除く。）に関すること。

三　誘導武器の要素技術であって誘導管制に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

**第六節**　千歳試験場

（位置）

**第四十二条**　千歳試験場は、千歳市に置く。

（場長）

**第四十三条**　千歳試験場に、場長を置く。

2　場長は、千歳試験場の業務を掌理する。

（雑則）

**第四十八条**　この省令に定めるもののほか、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の事務分掌その他組織の細目は、防衛装備庁長官が定める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（システム研究部の所掌業務）

**第八条**　システム研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　［同上］

二　航空機用機器のシステム化に関すること。

三　誘導武器のシステム化に関すること。

四　［同上］

（航空機技術研究部の所掌業務）

**第九条**　航空機技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　航空機及び誘導武器の要素技術（装備品等（防衛省設置法第四条第一項第十三号の装備品等をいう。以下同じ。）のシステム化に必要な要素となる技術をいう。以下同じ。）であって機体に関すること。

二　航空機の要素技術であってぎ装に関すること。

三　航空機用機器の要素技術に関すること。

四　［同上］

（誘導武器技術研究部の所掌業務）

**第十条**　誘導武器技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　誘導武器用機器に関すること。

二　誘導武器の要素技術であって誘導管制に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

［号を加える。］

**第六節**　札幌試験場

（位置）

**第四十二条**　札幌試験場は、千歳市に置く。

（場長）

**第四十三条**　札幌試験場に、場長を置く。

2　場長は、札幌試験場の業務を掌理する。

（雑則）

**第四十八条**　この省令に定めるもののほか、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場の事務分掌その他組織の細目は、防衛装備庁長官が定める。